

平成二十三年 第四回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年四月二十五日(月) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年四月二十五日(月) 午後三時三十一分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

| | | | |
|--------------|--------|-------------|-------|
| 教育部長 | 小野寺 晃 | 文化スポーツ振興課長 | 加藤 文男 |
| 理事 | 板垣 肇 | 中央市民センター館長 | 齋藤 実 |
| 教育次長 | 金澤 保 | 文化財課長 | 吉田 亘 |
| 教育次長 | 成田 一二三 | 市民図書館長 | 今田 牧彦 |
| 浪岡教育事務所長 | 和田 比呂志 | 学務課長 | 山谷 尚史 |
| 学習環境調整監 | 塩崎 章悦 | 学校給食課長 | 本間 昭彦 |
| 総務課長 | 岸田 耕司 | 指導課長 | 伴間 孝彦 |
| 参事社会教育課長事務取扱 | 館田 一弥 | 浪岡教育事務所教育課長 | 鳴海 雄大 |

柳谷 章二
鎌田 慎也
西村 恵美子
平出 道雄
月永 良彦
土田 美貴

七 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第十九号 臨時に代理し処理した事項の承認について

議案第二十号 青森市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第二十一号 教育長の財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認について

(二) 報告

(一) 「平成二十三年(二〇一一年)東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について

(二) 小・中学校の耐震補強工事等の進捗状況について

(三) 青森市小学校給食センター等整備運営事業に関するスケジュールの変更について

(四) 中部学校給食共同調理場における異物混入について

八 会議録署名委員

西村 恵美子
月 永 良彦

九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。

議案第十九号から議案第二十一号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から四件の報告をし、平成二十三年第五回定例会の日程を調整し閉会した。

十 会議の状況

(一) 議事

委員長

それでは議事に入ります。

議案第十九号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十九号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明いたします。

「青森市事務の専決等に関する規程」が一部改正され、平成二十三年四月一日に施行されました。この規程の改正により、市長事務局における事務において専決者の区分が一部引き下げになり、事務の簡素化が図られたところでございます。

教育委員会におきましても同様の趣旨で、事務の簡素化を図ろうとするものでございます。加えて、青森市奨学金貸与条例及び同施行規則の施行に伴う専決事項についての条文の整理が必要となりましたことから、当該規程の一部を改正するものでございます。

当該規程の改正に当たっては、平成二十三年三月二十八日に開催いたしました平成二十三年第三回教育委員会定例会において、御審議いただく予定でございましたが、同月十一日の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、市長事務局の改正作業が三月下旬までずれ込んだため、御提案することができなかつたものでございますが、当該規程の改正は、平成二十三年四月一日以降の事務の取り扱いについて規定するものでございますので、同日に施行する必要がございましたことから、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第五条第一項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第二項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるところでございます。主な改正点でございますが、配付資料「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程新旧対照表」一ページをご覧ください。

「別表第一（第三条関係）カ 支出関係事務（各課等）」及び三ページ「別表第四（第三条関係）カ 支出関係事務」において、専決事項、「償還金、利子及び割引料」と「積立金」の項目について、支出負担行為の際の専決者を教育部長、または浪岡教育事務所長から課長、または教育課長と規定しております。

次に二ページをご覧ください。

学務課の専決事項であります「別表第二（第三条関係）各課固有事務」及び教育課の専決事項であります四ページ「別表第三（第三条関係）キ 学務関係事務」において、条文の整理を行っております。

この中で、別表に相違がある点が二点あり、その一点目としては、奨学資金貸付の決定事務については、学務課に

において、集中的に実施することとしたことから、学務課の専決事項として、「一 貸付の決定」を規定しております。
二点目としては、浪岡地区に適用していた旧規定に基づき奨学金を貸与しているものについて、本人の申し出などにより、奨学金を減額または停止する必要がある際、決定金額の減額の手続きが発生することから、教育課の専決事項として、「三 貸付けの決定金額の減額」を規定しております。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

平出委員 支出負担行為額二百万円未満というラインは、かわらないんですか。

総務課長 支出負担行為は全て課長の専決になります。

委員長 その他、御意見、御質問等がなければ、議案第十九号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第二十号「青森市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第二十号 青森市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、先の平成二十三年第一回青森市議会定例会において可決され、公布されました。「青森市文化会館条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めるため、規則を制定するものでございます。

当該条例において、文化会館に新たに設置いたします「展示室」の使用料の額等を定めておりますが、条例制定時

には、当該展示室は工事中でありましたことから、当該施設の供用開始日が決定できない状況でございました。このことから、同条例附則第一項の規定により、供用開始日は、別途教育委員会規則で定めることとしておりました。展示室の工事につきましては、三月十一日発生しました東日本大震災の影響によりまして、資材調達が困難となり、やむなく工期を延長しましたが、本日、現場の引渡しが完了いたしましたことから、市民の皆様にも少しでも早く施設を御利用いただくため、供用開始日を平成二十三年四月二十九日とすることとし、本規則におきまして同条例の施行期日を同日と定めるため、提案するものでございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、議案第二十号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第二十一号「教育長の財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第二十一号 教育長の財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認につきまして、御説明いたします。

財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事長より、同公社理事に就任しております月永教育長が、平成二十三年三月三十一日を持って任期満了となることに伴い、平成二十三年三月二十八日に開催されました同公社評議員会におきまして、引き続き理事として就任の依頼がございました。

理事への就任の取り扱いにつきましては、教育公務員特例法第十七条の規定に基づき、教育委員会の承認を得る必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものでございます。

新たな任期につきましては、承認日から平成二十五年三月三十一日までとなります。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長 ないようであれば、議案第二十一号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 次に、報告事項に入ります。本日の報告事項は四件となっております。

はじめに、(一)「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について「事務局から説明をお願いいたします。

総務課長から説明

報告(一)「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について、御報告いたします。

お手元の報告(一)「配布資料をご覧下さい。

まず、「(一)二月十一日午後二時四十六分頃、発生した地震への対応」についてであります。これについては、前回、第三回教育委員会定例会におきまして、御報告させていただきましたが、復旧状況を入れ、改めて整理したものでございます。

被害状況・復旧状況につきましては前回報告させていただいたものは、割愛させていただき、その後の復旧状況について御報告いたします。

その後の復旧状況については、アンダーラインを引いておりますが、まず、市民図書館につきましては、八階部分

の蛍光灯六十機が破損し、以降八階部分を閉鎖して閉館していましたが、修理が完了したことにより、四月十五日（金）からは八階部分も利用できるようになっております。

また、教育委員会所管施設につきましても、地震災害の影響による重油等の燃料不足から、運営が困難な状況であることに鑑み、イベント開催日など特別な事情を除き、四月十五日（金）まで休館、または、開館時間の短縮の措置を講じておりましたが、四月十六日（土）からは全施設において通常どおりの開館時間となっております。

次に、去る、四月七日（木）深夜、午後十一時三十分頃、震度四の地震の発生に伴う被害状況と対応についてであります。教育委員会では直ちに、青森市教育委員会災害対策本部を設置し、施設設備の被害状況の把握と対応策について検討した結果、施設への影響は特になかったものの、市内全域が停電となったことを受け、児童生徒の安全を確保するために、四月八日（金）は臨時休業の措置を講じたところでございます。

また、給食についてであります。地震に伴う停電により、冷凍食品の確保が困難であると判断されたため、四月十一日（月）の給食を停止しましたが、その後、電力が復旧したことから、翌十二日（火）から給食を再開したところでございます。

なお、中学校給食につきましては、二種類の献立から給食を選ぶ選択メニュー制で実施していましたが、震災の影響により、給食食材の種類や流通量が減少していることから、本年一学期については、選択メニュー制を一時休止し、一種類の献立により給食を実施することといたしました。

次に、資料二ページ、三ページをご覧ください。

青森市では、震災発生から一ヶ月を経過した現在、これまでの緊急的・応急的な対応に加えて、中長期的な視点に立った恒常的・継続的な対応・取り組みを図るため「青森市の「東日本大震災」への対応方針」を策定したところであり、緊急を要する物的支援などを中心に、緊急的・応急的な被災地・被災者への支援などを主に行って参りましたが、今後は避難者の受入れや被災地への人員の派遣などの恒常的・継続的な対応に加えて、震災により、直接及び間接的にダメージを受けた本市経済の対策に取り組むこととしております。

本対応方針をまとめるに当たり、現時点で、これまで対応済のものや、これまでに着手して現在も継続中のもの、更には今後取り組みが想定されるものについて、個別の取組項目として、「被災地・被災者支援」、「避難者受入れ支援」、「本市経済・産業対策」の三つの柱（アクション）に分類・整理し取り組むこととしております。

資料四ページ、五ページをご覧ください。

教育委員会での個別取組内容につきましては、「避難者受入れ支援」の中に掲げており、「個別取組 内容票」を添

付させていただきましたが、被災により、市内の小・中学校に通学する児童生徒及びその保護者の受入れ支援といたしまして、「転校手続きの簡素化」と「就学援助、教育相談及び学用品等の支援」を行っております。

まず、「転校手続きの簡素化」についてであります。被災地より本市へ避難されてきた児童生徒の受入れについて、通常必要とされている前の学校の「在学証明書」がなくとも、転校手続きができるよう、転校手続きの簡素化を図ってきているところであり、四月十二日におきまして、小学校で十八校、三十名、中学校で五校、七名の計三十七名を受け入れているところであります。

次に、「就学援助、教育相談及び学用品等の支援」についてであります。就学援助の実施や転校してきた児童生徒の心のケアについての教育相談に応じているところであり、また、制服やトレーニングウェア、ランドセルや学用品につきましては、市内小・中学校の保護者の協力により、卒業生が使用していた物品等の提供を受け、児童生徒へ配布しているところであります。

幸いにも今回の地震発生に伴う児童生徒のケガ等はございませんでしたが、未だ余震が続く中、教育委員会事務局としては、今後も児童生徒、さらには施設利用者の安全確保に万全を期して参りたいと考えております。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

今回の震災に関する様々な取り組みに関して、対応が非常にうまくいっているのではないかとこの風に受け止めましたが、給食の食材について、冷凍食品の確保が困難なためとありましたが、これに関する損害というものがあつたのか。

また、青森市に転校して来られた児童生徒の皆さまの個別の相談の受け入れはあつたようですが、在校生に対する災害に関する相談の受け入れはあつたのでしょうか。

学校給食課長

冷凍食品等の損害でございますが、大体二百万程度の損害がございました。冷凍食品など搬入していただいて、変更できないものがございました。それらに関する損害額は、大体二百万程度ございました。

指導課長

災害における子どもたちのスクールカウンセラーの導入については、配置されている各学校から近隣の学校へまわしながら希望があるところに、随時、行っているところでございます。在校生に対してもスクールカウンセラー配置校に関しては行っ

ていますが、その他希望がございましたら、これから校長会等で説明しながら、随時、行っていききたいと思えます。

西村委員

その辺に関する配慮も行っていただきたいと思います。

指導課長

早速、検討させていただきます。

委員長

その他、ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次、(二)「小・中学校の耐震補強工事等の進捗状況について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

小中学校の耐震診断補強工事等の進捗状況について、御報告いたします。

教育委員会といたしましては、耐震診断の結果を踏まえ、速やかに耐震補強工事を実施してきているところであり、平成二十二年程度までには、耐震補強工事等が必要と判断された三十七校のうち、約七〇パーセントの二十六校の耐震補強工事を完了しております。

特に、平成二十二年度は、耐震補強工事の加速化を図り、十九校の工事を完了したところでございます。

平成二十三年事業完了四校及び着手校四校、具体的には資料の中段、残り十一校の対応のところに記載しておりますが、平成二十三年に工事が完了する学校は、橋本小学校、長島小学校、甲田小学校及び千刈小学校の四校となっており、平成二十三年に事業に着手する学校は、横内小学校の屋内運動場、筒井中学校の屋内運動場、東中学校校舎と金沢小学校校舎の四校となっております。

これら施設についても、早期の完了を目指し、鋭意作業を進めているところであります。

なお、平成二十三年度において、これら学校を含めると、三十七校のうち、三十四校となり、九二パーセントの進捗状況となっております。

次ページをご覧ください。

平成二十三年度において、耐震化に未だ着手していない学校についてであります。

小柳小学校屋内運動場及び校舎の一部、浅虫小学校校舎及び久栗坂小学校校舎となっております。

その理由についてでございます。

小柳小学校につきましては、校舎が建設後三十八年経過し、屋内運動場のみならず、学校全体の改築が効果的でありますことから、学校全体の改築を予定しているものの、隣接する県・市の公営住宅の整備計画が進められており、学校規模を判断する上で、公営住宅の整備計画の動向を見極める必要があります。これらを踏まえ早期に改築に着手したいと考えております。

浅虫小学校及び久栗坂小学校につきましては、複式学級でもあり、現在、通学区域再編に向け、地域と協議中であるため、その動向を見極めた上で対応したいと考えております。

なお、浅虫小学校及び久栗坂小学校の屋内運動場につきましては、平成二十二年度において、耐震補強工事を完了しているところでございます。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

未着手のところの子どもたちに対する安全に関する防災の訓練など、そのようなものは特別行われているのでしょうか。一般的には行われますけれども、特に震災の影響で不安な保護者の方もかなりいらっしゃるのかと思いますので、屋内運動場の授業中など、そのような時に、地震が起きたらということを想定して、防災訓練が行われているか、行われていなければ、独自に行う必要があるのではないか。

成田教育次長

これら未着手の学校の防災対策につきましては、既に学校の方は工事が終了していないということを昨年の夏ぐらいには承知しておりますので、小柳小学校につきましては、体育館以外は安全という状況でございますし、浅虫、久栗坂につきましては、体育館は少なくとも工事が完了しておりますので、両校ともに小規模校でございますので、非難にさほど時間も要しないだろうということもございまして、学校において、補強工事が完了していない状況を把握したうえで訓練というものを考えて実施しているところでございます。

委員長

その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長

次に移ります。(三)「青森市小学校給食センター等整備運営事業に関するスケジュールの変更について」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

青森市小学校給食センター等整備運営事業に関するスケジュールの変更について御説明いたします。

青森市小学校給食センター等整備運営事業については、昨年十一月十七日の本定例会において事業の実施方針と要求水準書(案)について、御報告した後、同日付で実施方針等を公表し、順次作業を進めて参りました。

しかしながら、三月十一日に発生しました東日本大震災により、本市と首都圏や仙台市との交通に支障が生じたことに伴って、当初予定したスケジュールによる会議や入札説明書等に関する参加希望事業者への説明会などの実施が困難な状態となりましたことから、事業実施方針で公表しておりました事業のスケジュールのうち、「特定事業の選定・公表」以降の日程を一ヶ月から三ヶ月程度延期することとし、お手元に配布させていただきました資料の中の「一、青森市ホームページ公表文」のとおり、三月三十一日に市のホームページ上で公表いたしました。

具体的には、資料の中の「二、今後の予定」のとおり、小学校給食センターの供用開始は平成二十六年四月の予定であることに変更はないものの、当初、設計業務に九ヶ月、計画通知等に係る業務に三ヶ月を見込んでおりましたが、設計業務と計画通知等に係る業務を合わせて九ヶ月とすることで、約3か月分の遅れを取り戻すこととしております。今後とも、本事業の推進に当たりましては、事業の節目節目において、本定例会へ御報告して参りたいと考えておりますのでよろしく御願ひ申し上げます。

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次、(四)「中央部学校給食共同調理場における異物混入について」事務局から報告をお願いいたします。

学校給食課長から説明

中央部学校給食共同調理場における異物混入について、御報告申し上げます。

四月十四日(木)、浦町小学校、長島小学校、浜田小学校において、中央部学校給食共同調理場で調理した給食の「キヤベツと卵のスープ」に異物が混入しているとの報告がありました。

教育委員会において調査したところ、野菜調理機の刃の溝についた野菜くずを取り除くために使用している器具、薄いアルミニウムの板にテープを巻いた手製の器具ですが、これが切断された状態でスープに混入されていたことが確認されました。

幸いにも児童には怪我及び健康被害の報告はありませんでしたが、教育委員会といたしましては、児童並びに保護者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げる次第であります。

この度の異物混入の原因は、野菜くずを取り除くための器具を、四月十三日の調理作業終了後に所定の場所に返却せず、野菜調理機近くの作業台に置き忘れたため、四月十四日当日の給食に使用する野菜と一緒に別の野菜調理機でカットされ、スープに混入したものと考えられます。

教育委員会といたしましては、再発防止に当たり、調理器具等の保管及び作業前と作業後の周辺環境の確認に際し、チェックリストを活用し安全確認の徹底を図ることに加え、調理員に対しても、今一度、安全に関する意識を高めるよう指導するなど、再発防止に努めて参ります。

委員長 　　ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 　　なければ、その他でございます。

(二) 　　そ の 他

委員長 　　その他。事務局から何かございませんでしょうか。

理 事 　　報告案件が二件ございます。先ほど西村委員から御質問がありました地震に伴う冷凍食品の損害の件ですが、手元に資料がございましたので、再度、正確な数字を申し上げます。冷凍食品を含めた様々な食材の損害額は、青森地区と浪岡地区を合わせて、約三百万でございます。訂正させていただきます。

報告事項に移らせていただきます。先ほど、議案第二十号、青森市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、御承認いただきましたが、これに伴いまして、当該文化会館の展示室において、来る四月二十九日から五月八日まで、青森市が所蔵する棟方志功の作品展を開催したいと考えております。

委員長　　その他ございませんでしょうか。なければ、次回の定例会について、協議をお願いします。

総務課長　　次回の定例会につきましては、五月十九日（水）、午後二時から、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長　　委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長　　御異議ございませんので、次回は、五月十九日（水）といたします。

委員長　　以上を持ちまして、平成二十三年第四回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年四月十六日開催の平成二十三年第二回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年五月十九日

書 記

川 村 拓

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年六月二十九日

署名委員

西 村 恵美子

署名委員

月 永 良彦